

## 一般国道28号（本州四国連絡道路（神戸・鳴門ルート））等に関する協定の 一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と本州四国連絡高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した「一般国道28号（本州四国連絡道路（神戸・鳴門ルート））等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

別紙1を次のとおり改める。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

本州四国連絡高速道路株式会社が管理する高速道路に係る  
高速道路利便増進事業に関する計画(スマートIC)に関する  
工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額



別紙3を次のとおり改める。

## 別紙3

(協定第5条第2項関連)

(機構法第13条第1項第3号に定める協定記載事項)

# 修繕に係る工事に要する費用に係る 債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 1 8	1,135 百万円
H 1 9	4,509 百万円
H 2 0	4,337 百万円
H 2 1	5,665 百万円
H 2 2	5,529 百万円
H 2 3	5,488 百万円
H 2 4	8,298 百万円
H 2 5	8,954 百万円
H 2 6	9,232 百万円
H 2 7	9,722 百万円
H 2 8	9,777 百万円
H 2 9	9,565 百万円
H 3 0	11,326 百万円
H 3 1	8,725 百万円
H 3 2	8,547 百万円
H 3 3	7,169 百万円
H 3 4	7,540 百万円
H 3 5	9,327 百万円
H 3 6	8,724 百万円
H 3 7	8,938 百万円
H 3 8	7,826 百万円
H 3 9	9,676 百万円
H 4 0	10,169 百万円
H 4 1	9,180 百万円
H 4 2	8,177 百万円
H 4 3	9,132 百万円
H 4 4	8,449 百万円
H 4 5	11,270 百万円
H 4 6	9,033 百万円
H 4 7	10,173 百万円
H 4 8	8,569 百万円
H 4 9	8,616 百万円
H 5 0	7,890 百万円
H 5 1	9,616 百万円
H 5 2	7,679 百万円
H 5 3	6,036 百万円
H 5 4	6,088 百万円
H 5 5	8,269 百万円
H 5 6	8,639 百万円
H 5 7	7,357 百万円
H 5 8	9,123 百万円
H 5 9	8,071 百万円
H 6 0	10,952 百万円
H 6 1	5,577 百万円

(注1) H18年度からH21年度までは実績値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

別紙 4 を次のとおり改める。

## 別紙4

(協定第6条第1項関連)

(機構法第13条第1項第4号に定める協定記載事項)

# 災害復旧に要する費用に係る 債務引受限度額



災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

[百万円(消費税込み)]

債務引受限度額	9,572
---------	-------

別紙5を次のとおり改める。

## 別紙5

(協定第8条第1項関連)  
(機構法第13条第1項第6号に定める協定記載事項)

# 道路資産の貸付料の額

本州四国連絡高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(消費税込み)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋分	うち構築物等分		
				うち盛土・切土・のり 面構造物等分	うち橋梁・トンネル 等分
H18	( 58,545 百万円 ) 60,704 百万円	( 2,489 百万円 ) 2,597 百万円	( 47,289 百万円 ) 49,340 百万円	( 4,629 百万円 ) 4,830 百万円	( 42,660 百万円 ) 44,510 百万円
H19	( 57,759 百万円 ) 60,308 百万円	( 2,450 百万円 ) 2,577 百万円	( 46,542 百万円 ) 48,964 百万円	( 4,556 百万円 ) 4,793 百万円	( 41,986 百万円 ) 44,171 百万円
H20	( 54,980 百万円 ) 56,415 百万円	( 2,311 百万円 ) 2,382 百万円	( 43,902 百万円 ) 45,266 百万円	( 4,298 百万円 ) 4,431 百万円	( 39,604 百万円 ) 40,835 百万円
H21	( 37,795 百万円 ) 37,631 百万円	( 1,451 百万円 ) 1,443 百万円	( 27,577 百万円 ) 27,421 百万円	( 2,700 百万円 ) 2,685 百万円	( 24,877 百万円 ) 24,736 百万円
H22	( 37,196 百万円 ) 38,217 百万円	( 1,421 百万円 ) 1,473 百万円	( 27,008 百万円 ) 27,978 百万円	( 2,644 百万円 ) 2,739 百万円	( 24,364 百万円 ) 25,239 百万円
H23	30,509 百万円	1,187 百万円	20,458 百万円	1,581 百万円	18,877 百万円
H24	56,011 百万円	2,587 百万円	44,560 百万円	3,444 百万円	41,116 百万円
H25	54,955 百万円	2,529 百万円	43,562 百万円	3,367 百万円	40,195 百万円
H26	54,319 百万円	2,494 百万円	42,961 百万円	3,320 百万円	39,641 百万円
H27	53,384 百万円	2,442 百万円	42,078 百万円	3,252 百万円	38,826 百万円
H28	52,358 百万円	2,386 百万円	41,108 百万円	3,177 百万円	37,931 百万円
H29	51,509 百万円	2,340 百万円	40,305 百万円	3,115 百万円	37,190 百万円
H30	50,824 百万円	2,302 百万円	39,658 百万円	3,065 百万円	36,593 百万円
H31	49,946 百万円	2,254 百万円	38,828 百万円	3,001 百万円	35,827 百万円
H32	49,377 百万円	2,223 百万円	38,290 百万円	2,959 百万円	35,331 百万円
H33	49,123 百万円	2,209 百万円	38,050 百万円	2,941 百万円	35,109 百万円
H34	48,757 百万円	2,189 百万円	37,704 百万円	2,914 百万円	34,790 百万円
H35	49,137 百万円	2,209 百万円	38,064 百万円	2,942 百万円	35,122 百万円
H36	49,077 百万円	2,206 百万円	38,007 百万円	2,937 百万円	35,070 百万円
H37	48,809 百万円	2,191 百万円	37,754 百万円	2,918 百万円	34,836 百万円
H38	48,702 百万円	2,186 百万円	37,652 百万円	2,910 百万円	34,742 百万円
H39	48,519 百万円	2,175 百万円	37,480 百万円	2,897 百万円	34,583 百万円
H40	48,242 百万円	2,160 百万円	37,218 百万円	2,876 百万円	34,342 百万円
H41	48,098 百万円	2,152 百万円	37,082 百万円	2,866 百万円	34,216 百万円
H42	47,907 百万円	2,142 百万円	36,901 百万円	2,852 百万円	34,049 百万円
H43	46,807 百万円	2,082 百万円	35,861 百万円	2,772 百万円	33,089 百万円
H44	45,954 百万円	2,035 百万円	35,055 百万円	2,709 百万円	32,346 百万円
H45	45,085 百万円	1,987 百万円	34,234 百万円	2,646 百万円	31,588 百万円
H46	44,031 百万円	1,929 百万円	33,238 百万円	2,569 百万円	30,669 百万円
H47	43,211 百万円	1,884 百万円	32,463 百万円	2,509 百万円	29,954 百万円
H48	42,383 百万円	1,839 百万円	31,680 百万円	2,449 百万円	29,231 百万円
H49	41,477 百万円	1,789 百万円	30,824 百万円	2,382 百万円	28,442 百万円
H50	40,513 百万円	1,736 百万円	29,913 百万円	2,312 百万円	27,601 百万円
H51	39,835 百万円	1,699 百万円	29,272 百万円	2,262 百万円	27,010 百万円
H52	38,850 百万円	1,645 百万円	28,341 百万円	2,190 百万円	26,151 百万円
H53	38,155 百万円	1,607 百万円	27,684 百万円	2,140 百万円	25,544 百万円
H54	37,517 百万円	1,572 百万円	27,081 百万円	2,093 百万円	24,988 百万円
H55	36,920 百万円	1,539 百万円	26,517 百万円	2,049 百万円	24,468 百万円
H56	36,260 百万円	1,503 百万円	25,893 百万円	2,001 百万円	23,892 百万円
H57	35,498 百万円	1,461 百万円	25,173 百万円	1,946 百万円	23,227 百万円
H58	34,967 百万円	1,432 百万円	24,671 百万円	1,907 百万円	22,764 百万円
H59	34,320 百万円	1,397 百万円	24,059 百万円	1,860 百万円	22,199 百万円
H60	33,779 百万円	1,367 百万円	23,548 百万円	1,820 百万円	21,728 百万円
H61	29,005 百万円	1,105 百万円	19,036 百万円	1,471 百万円	17,565 百万円

(注1)平成18年度から平成21年度の上段( )内は計画値、下段は実績値を、平成22年度の上段( )内は計画値、下段は実績見込値を記載している。

別紙6を次のとおり改める。

## 計画料金収入の額

本州四国連絡高速道路株式会社における計画料金収入

[百万円（消費税込み）]

年度	計画料金収入
H18	(75,422) 78,335
H19	(75,021) 78,320
H20	(72,084) 74,240
H21	(54,982) 54,268
H22	(54,506) 56,072
H23	46,796
H24	72,260
H25	71,443
H26	70,630
H27	69,818
H28	69,008
H29	68,288
H30	67,485
H31	66,688
H32	65,891
H33	65,663
H34	65,436
H35	65,534
H36	65,306
H37	65,080
H38	64,854
H39	64,632
H40	64,409
H41	64,184
H42	63,963
H43	63,011
H44	62,071
H45	61,144
H46	60,233
H47	59,335
H48	58,452
H49	57,579
H50	56,722
H51	55,875
H52	55,043
H53	54,220
H54	53,417
H55	52,618
H56	51,834
H57	51,061
H58	50,301
H59	49,552
H60	48,813
H61	45,976

(注1) 平成18年度から平成21年度までの上段( )内は計画値、下段は実績値を、平成22年度上段の( )内は計画値、下段は実績見込値を記載している。

別紙7を次のとおり改める。



(協定第 11 条関連)

(機構法第 13 条第 1 項第 7 号に定める協定記載事項)

## 料金の額及びその徴収期間

## 1 高速道路の路線名

### (1)

- イ 路線名 一般国道28号(神戸淡路鳴門自動車道)
- 区間 兵庫県神戸市西区見津が丘四丁目から徳島県鳴門市撫養町木津字原山まで

### (2)

- イ 路線名 一般国道30号(瀬戸中央自動車道)
- 区間 岡山県都窪郡早島町大字早島字唐戸から香川県坂出市川津町まで

### (3)

- イ 路線名 一般国道317号(西瀬戸自動車道)
- 区間 愛媛県今治市矢田字管ヶ谷から同市吉海町名まで、同市宮窪町宮窪から広島県尾道市瀬戸田町荻字宝仙原まで、同市因島洲江町字深久保から同市高須町字オケ久保まで

## 2 料金の額

### (1) 料金の額

料金の額は、別表1に掲げる自動車等の種類に応じ、別表2及び別表3のとおりとする。

### (2) 通行止めに伴う料金調整

1に定める高速道路(以下「本四道路」という。)の料金の額のうち、通行止めによって本四道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となるインターチェンジで途中流出を行い、当該迂回経路の終点となるインターチェンジから流入して再び本四道路を順方向に走行した自動車又は迂回する経路がないため途中流出を行ったインターチェンジから流入して再び本四道路を順方向に走行した自動車が行き止まりによる迂回走行の事実を示した場合の料金の額については、別表2(1)、同表2(2)及び同表2(3)並びに別表3に掲げる再流入後の区間の料金の額から以下の額を控除したものとす。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
調整額	100円	150円	150円	200円	350円

(注) 本表において、「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別表1の車種区分をいう。

### (3) 料金の割引

#### イ 障害者割引

##### (イ) 割引をする自動車

社会福祉法(昭和26年法律第45号)第14条に基づく福祉に関する事務所(市町村及び特別区が設置したものに限り)又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙)の定めるところにより交付されている療育手帳(以下「手帳」という。)に、以下の①又は②の要件を満たすものとして、本州四国連絡高速道路株式会社(以下「会社」という。)が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

① 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車(営業用の自動車を除く。)で、会社が別に定めるもの。

② 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について(昭和48年9月27日発児第725号厚生省児童家庭局長通知)」の第三に定める障害の程度に基づき会社が別に定める者(以下「重度障害者」という。)が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する(これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては、当該重度障害

者を継続して日常的に介護している者が所有する)自動車(営業用の自動車を除く。)で、会社が別に定めるもの。

なお、上記自動車がE T Cシステム(有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成11年8月2日建設省令第38号。以下「省令」という。))第1条に規定する有料道路自動料金収受システムをいう。以下同じ。)を利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、会社が別に定めるところにより事前に登録がなされたE T Cクレジットカード(会社との契約に基づきE T Cカード(省令第2条第2項の規定に基づき、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び会社(以下「六会社」という。))が定めたE T Cシステム利用規程(平成17年10月1日。以下「利用規程」という。))第2条第1号に規定するE T Cカードをいう。以下同じ。)を発行する者から貸与を受けたE T Cカードをいう。以下同じ。)又はE T Cパーソナルカード(六会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するE T Cカードをいう。以下同じ。)と車載器(利用規程第2条第1号に規定する車載器をいう。以下同じ。)をともに使用する場合に限る。

(□) 割引率

割引率は50パーセント以下とする。ただし、割引後の料金の額は、広島県尾道市山波町字大山沖から同市高須町字有江西側までの区間に係るものにあつては、最小単位を10円とし、10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げ10円とし、その他の区間に係るものにあつては、最小単位を50円とし、50円未満の端数が生じたときは、これを切り上げ50円とする。

□ 大口・多頻度割引

(イ) 割引をする自動車

E T Cコーポレートカード(東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社(以下「三会社」という。))のいずれかが別に定める約款により、本割引の適用に関する契約を三会社のいずれかと締結した利用者に対し、当該契約に基づいて三会社のいずれかに届出がなされた車載器を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして三会社のいずれかから貸与されたE T Cカードをいう。以下同じ。)を使用して本四道路の広島県尾道市山波町字大山沖から同市高須町字有江西側までの区間を除く全区間の通行料金の納付を行おうとする者の自動車(E T Cシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。))。

(□) 割引率

(イ)に定める区間を通行する利用者の自動車1台ごとの月間利用額(1万円未満を除く。)に対し、割引率は30パーセント以下とする。ただし、割引率を乗じて得た割引額に1円未満の端数が生じる場合は、割引額を1円単位に切り捨てる。

ハ 回数券割引

(イ) 割引をする自動車等

別表1に定める軽車両等

(□) 割引率

割引率は、20パーセント以下とする。ただし、自転車については、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条、第124条及び第134条に規定する学校並びにその他の学校で会社が指定するものに在学する者が通学のため通行する場合にあつては、50パーセント以下とする。

ニ 特定車割引

(イ) 割引をする自動車等

次の①又は②の要件を満たす自動車等

- ① 香川県坂出市櫃石、同市岩黒又は同市与島町に住居等を有する者が使用すると会社が認めて指定する自動車のうち、会社が指定する方法により櫃石島管理用出

入路、岩黒島管理用出入路及び与島管理用出入路若しくは与島パーキングエリアの相互区間、櫃石島管理用出入路、岩黒島管理用出入路若しくは与島管理用出入路から児島インターチェンジまでの区間又は櫃石島管理用出入路、岩黒島管理用出入路若しくは与島管理用出入路から坂出北インターチェンジまでの区間を通行するもの。

- ② 愛媛県今治市馬島に住居等を有する者が使用すると会社が認めて指定する自動車等のうち、会社が指定する方法により馬島管理用出入路から今治北インターチェンジまでの区間又は馬島管理用出入路から大島南インターチェンジまでの区間を通行するもの。

(□) 割引率

料金の割引率は、30パーセントとする。

ホ ETC前納割引

(イ) 割引をする自動車

□の(イ)に定める区間において、ETCクレジットカード(三会社、首都高速道路株式会社及び阪神高速道路株式会社が別に定めるところにより、車載器とともに本割引の適用を受けるための三会社、首都高速道路株式会社及び阪神高速道路株式会社への登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。)を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。

(□) 割引率

利用可能額	料金(前払金)	割引率
10,500円	10,000円	約5パーセント
58,000円	50,000円	約14パーセント

ハ 路線バス割引

(イ) 割引をする自動車

大口・多頻度割引の適用を受ける路線バス(道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条の規定により許可を受けた一般乗合旅客自動車運送事業をいう。ただし、定期観光バスを除く。以下同じ。)で、□の(イ)に定める区間を通行し、1の路線名及び区間ごとに設置されたバス停留所の概ね80パーセント以上に停車する自動車。ただし、路線バスで□の(イ)に定める区間のうち櫃石島管理用出入路、岩黒島管理用出入路及び与島管理用出入路若しくは与島パーキングエリアの相互区間、櫃石島管理用出入路、岩黒島管理用出入路若しくは与島管理用出入路から児島インターチェンジまでの区間又は櫃石島管理用出入路、岩黒島管理用出入路若しくは与島管理用出入路から坂出北インターチェンジまでの区間を通行する場合には会社が指定する方法により通行する自動車。

(□) 割引率

料金の割引率は、30パーセントとする。

ト マイレージ割引

(イ) 割引をする自動車

ETCクレジットカード又はETCパーソナルカード(いずれも会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための会社への登録がなされている場合に限る。)を使用して□の(イ)に定める区間の通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車(ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。)

(□) 割引率

① ポイントの付与

□の(イ)に定める区間の料金の額50円ごとに1ポイントを付与するものとする。

② ポイントによる割引

会社が別に定める期間内にカードごとに付与されたポイントの累計数に応じて次表に掲げる額を還元する。

ポイントの累計数	還元額（無料通行分）
100ポイント	200円分
200ポイント	500円分
600ポイント	2,500円分
1,000ポイント	8,000円分

③ 弾力的なポイントの付与及び割引

①及び②に定めるほか、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）への貸付料の支払いに支障のない範囲で、弾力的にポイントの付与又はポイントによる割引を変更する場合には、あらかじめ機構に届出する。

チ 平日夜間割引

(イ) 割引をする自動車

土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年7月20日法律第178号）第3条に定める休日（以下「休日」という。）以外の日に、次の①から③に定める通行をするETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下「ETC車」という。）。

① 神戸淡路鳴門自動車道

a 次の(a)から(f)のいずれかの通行をし、かつ、流入又は流出するインターチェンジの料金所を、午前4時から午前6時までの間又は午後8時から翌午前0時までの間に通行する。

(a) (ホ) ①に定めるインターチェンジから流入し、同③に定めるインターチェンジを流出又は同③に定めるインターチェンジから流入し、同①に定めるインターチェンジを流出。

(b) (ホ) ①に定めるインターチェンジから流入し、同②に定めるインターチェンジを流出又は同②に定めるインターチェンジから流入し、同①に定めるインターチェンジを流出。

(c) (ホ) ③に定めるインターチェンジから流入し、同②に定めるインターチェンジを流出又は同②に定めるインターチェンジから流入し、同③に定めるインターチェンジを流出（ただし、(f)に定める通行を除く。）。

(d) (ホ) ②に定めるインターチェンジから流入及び流出（ただし、(f)に定める通行を除く。）。

(e) (ホ) ①に定めるインターチェンジから流入及び流出又は同③に定めるインターチェンジから流入及び流出（ただし、(f)に定める通行を除く。）。

(f) (ホ) ②又は③に定めるインターチェンジから流入し、淡路サービスエリアを経由して同②又は同③に定めるインターチェンジを流出。

b 次の(a)から(d)のいずれかの通行をし、かつ、流出するインターチェンジの料金所を、午前4時から午前7時までの間又は午後8時から翌午前1時までの間に連続して通行する。

(a) 山陽自動車道から連続して通行し、(ホ) ③に定めるインターチェンジを流出又は高松自動車道から連続して通行し、同①に定めるインターチェンジを流出。

- (b) 山陽自動車道から連続して通行し、(ホ)②に定めるインターチェンジを流出又は高松自動車道から連続して通行し、同②に定めるインターチェンジを流出(ただし、(d)に定める通行を除く。)
- (c) 山陽自動車道から連続して通行し、(ホ)①に定めるインターチェンジを流出又は高松自動車道から連続して通行し、同③に定めるインターチェンジを流出(ただし、(d)に定める通行を除く。)
- (d) 高松自動車道から連続して通行し、淡路サービスエリアを經由して(ホ)②又は同③に定めるインターチェンジを流出。

② 瀬戸中央自動車道

- a 瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから坂出インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入又は流出し、かつ流入又は流出するインターチェンジの料金所を、午前4時から午前6時までの間又は午後8時から翌午前0時までの間に通行する。ただし、中型車、大型車及び特大車が瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから児島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入し、与島パーキングエリアを經由して児島インターチェンジから早島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流出、又は坂出インターチェンジ若しくは坂出北インターチェンジから流入し、与島パーキングエリアを經由して坂出北インターチェンジ若しくは坂出インターチェンジから流出する通行を除く。
- b 山陽自動車道又は高松自動車道から連続して通行し、瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから坂出インターチェンジまでの間のいずれかの流出するインターチェンジの料金所を、午前4時から午前7時までの間又は午後8時から翌午前1時までの間に通行する。ただし、中型車、大型車及び特大車が山陽自動車道から連続して通行し、与島パーキングエリアを經由して瀬戸中央自動車道の児島インターチェンジから早島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流出、又は高松自動車道から連続して通行し、与島パーキングエリアを經由して坂出北インターチェンジ若しくは坂出インターチェンジから流出する通行を除く。

③ 西瀬戸自動車道

西瀬戸自動車道の西瀬戸尾道インターチェンジから今治インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入又は流出し、かつ、流入又は流出するインターチェンジの料金所を、午前4時から午前6時までの間又は午後8時から翌午前0時までの間に通行する。

(ロ) 割引適用区間

- ① 神戸淡路鳴門自動車道の神戸西インターチェンジから鳴門インターチェンジまでの区間。
- ② 瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから坂出インターチェンジまでの区間。
- ③ 西瀬戸自動車道の西瀬戸尾道インターチェンジから今治インターチェンジまでの区間。

(ハ) 割引率

- ① 午後8時から午後10時までの間の通行について

料金の割引率は、30パーセントとする(ただし、(イ)①a(f)又は同b(d)に定める通行をする中型車、大型車及び特大車の場合は、(ロ)①に定める区間のうち、鳴門インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間を除く。)

- ② 午前4時から午前6時までの間又は午後10時から翌午前0時までの間の通行について

- a (イ)①a(a)、同a(d)又は同b(a)に定める通行をする場合の通行区間と同①a(b)、同a(c)、同a(f)、同b(b)又は同b(d)に定める通行をする場合の(ロ)①

に定める区間のうち、淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間について、料金の割引率は50パーセントとする。

- b aに該当しない場合、料金の割引率は、30パーセントとする（ただし、(イ)①a(f)又は同b(d)に定める通行をする中型車、大型車及び特大車の場合は、(ロ)①に定める区間のうち、鳴門インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間を除く。）。

## (二) 実施期間

平成21年3月23日から平成24年3月31日までとする。

## (ホ) 神戸淡路鳴門自動車道の対象インターチェンジ

- ① 神戸淡路鳴門自動車道の神戸西インターチェンジから垂水インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
- ② 淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
- ③ 鳴門北インターチェンジ及び鳴門インターチェンジ。

## リ 平日深夜割引

### (イ) 割引をする自動車

休日以外の日に、次の①から③に定める通行をするETC車。

- ① 神戸淡路鳴門自動車道
  - a 次の(a)から(f)のいずれかの通行をし、かつ、流入又は流出するインターチェンジの料金所を、午前0時から午前4時までの間に通行する。
    - (a) (ホ)①に定めるインターチェンジから流入し、同③に定めるインターチェンジを流出又は同③に定めるインターチェンジから流入し、同①に定めるインターチェンジを流出。
    - (b) (ホ)①に定めるインターチェンジから流入し、同②に定めるインターチェンジを流出又は同②に定めるインターチェンジから流入し、同①に定めるインターチェンジを流出。
    - (c) (ホ)③に定めるインターチェンジから流入し、同②に定めるインターチェンジを流出又は同②に定めるインターチェンジから流入し、同③に定めるインターチェンジを流出（ただし、(f)に定める通行を除く。）。
    - (d) (ホ)②に定めるインターチェンジから流入及び流出（ただし、(f)に定める通行を除く。）。
    - (e) (ホ)①に定めるインターチェンジから流入及び流出又は同③に定めるインターチェンジから流入及び流出（ただし、(f)に定める通行を除く。）。
    - (f) (ホ)②又は同③に定めるインターチェンジから流入し、淡路サービスエリアを經由して同②又は同③に定めるインターチェンジを流出。
  - b 次の(a)から(d)のいずれかの通行をし、かつ、流出するインターチェンジの料金所を、午前0時から午前5時までの間に通行する。
    - (a) 山陽自動車道から連続して通行し、(ホ)③に定めるインターチェンジを流出又は高松自動車道から連続して通行し、同①に定めるインターチェンジを流出。
    - (b) 山陽自動車道から連続して通行し、(ホ)②に定めるインターチェンジを流出又は高松自動車道から連続して通行し、同②に定めるインターチェンジを流出（ただし、(d)に定める通行を除く。）。
    - (c) 山陽自動車道から連続して通行し、(ホ)①に定めるインターチェンジを流出又は高松自動車道から連続して通行し、同③に定めるインターチェンジを流出（ただし、(d)に定める通行を除く。）。

(d) 高松自動車道から連続して通行し、淡路サービスエリアを經由して(ホ)②又は同③に定めるインターチェンジを流出。

② 瀬戸中央自動車道

a 瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから坂出インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入又は流出し、かつ流入又は流出するインターチェンジの料金所を、午前0時から午前4時までの間に通行する。ただし、中型車、大型車及び特大車が瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから児島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入し、与島パーキングエリアを經由して児島インターチェンジから早島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流出、又は坂出インターチェンジ若しくは坂出北インターチェンジから流入し、与島パーキングエリアを經由して坂出北インターチェンジ若しくは坂出インターチェンジから流出する通行を除く。

b 山陽自動車道又は高松自動車道から連続して通行し、瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから坂出インターチェンジまでの間のいずれかの流出するインターチェンジの料金所を、午前0時から午前5時までの間に通行する。ただし、中型車、大型車及び特大車が山陽自動車道から連続して通行し、与島パーキングエリアを經由して瀬戸中央自動車道の児島インターチェンジから早島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流出、又は高松自動車道から連続して通行し、与島パーキングエリアを經由して坂出北インターチェンジ若しくは坂出インターチェンジから流出する通行を除く。

③ 西瀬戸自動車道

西瀬戸自動車道の西瀬戸尾道インターチェンジから今治インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入又は流出し、かつ、流入又は流出するインターチェンジの料金所を、午前0時から午前4時までの間に通行する。

(ロ) 割引適用区間

① 神戸淡路鳴門自動車道の神戸西インターチェンジから鳴門インターチェンジまでの区間。

② 瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから坂出インターチェンジまでの区間。

③ 西瀬戸自動車道の西瀬戸尾道インターチェンジから今治インターチェンジまでの区間。

(ハ) 割引率

① 料金の割引率は、(イ) ① a(a)、同① a(d)、同① b(a)、同② a、同② b又は同③に定める通行について50パーセントとする。

② ①に該当しない場合

料金の割引率は、淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間について50パーセント、神戸西インターチェンジから淡路インターチェンジまでの区間又は淡路島南インターチェンジから鳴門インターチェンジまでの区間について30パーセントとする(ただし、(イ) ① a(f)又は同b(d)に定める通行をする中型車、大型車及び特大車の場合は、(ロ) ①に定める区間のうち、鳴門インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間を除く。)

(二) 実施期間

平成21年3月23日から平成24年3月31日までとする。

(ホ) 神戸淡路鳴門自動車道の対象インターチェンジ

① 神戸西インターチェンジから垂水インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。

② 淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。



③ 鳴門北インターチェンジ及び鳴門インターチェンジ。

又 休日深夜割引

(イ) 割引をする自動車

休日に、次の①から③に定める通行をするE T C車のうち、中型車、大型車及び特大車。

① 神戸淡路鳴門自動車道

a 次の(a)から(e)のいずれかの通行をし、かつ、流入又は流出するインターチェンジの料金所を、午前0時から午前4時までの間に通行する。

(a) (ホ) ①に定めるインターチェンジから流入し、同③に定めるインターチェンジを流出又は同③に定めるインターチェンジから流入し、同①に定めるインターチェンジを流出。

(b) (ホ) ①に定めるインターチェンジから流入し、同②に定めるインターチェンジを流出又は同②に定めるインターチェンジから流入し、同①に定めるインターチェンジを流出。

(c) (ホ) ③に定めるインターチェンジから流入し、同②に定めるインターチェンジを流出又は同②に定めるインターチェンジから流入し、同③に定めるインターチェンジを流出(ただし、(e)に定める通行を除く。)

(d) (ホ) ②に定めるインターチェンジから流入及び流出(ただし、(e)に定める通行を除く。)

(e) (ホ) ②又は同③に定めるインターチェンジから流入し、淡路サービスエリアを經由して同②又は同③に定めるインターチェンジを流出。

b 次の(a)から(c)のいずれかの通行をし、かつ、流出するインターチェンジの料金所を、午前0時から午前5時までの間に通行する。

(a) 山陽自動車道から連続して通行し、(ホ) ③に定めるインターチェンジを流出又は高松自動車道から連続して通行し、同①に定めるインターチェンジを流出。

(b) 山陽自動車道から連続して通行し、(ホ) ②に定めるインターチェンジを流出又は高松自動車道から連続して通行し、同②に定めるインターチェンジを流出(ただし、(c)に定める通行を除く。)

(c) 高松自動車道から連続して通行し、淡路サービスエリアを經由して(ホ) ②又は同③に定めるインターチェンジを流出。

② 瀬戸中央自動車道

a 瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから坂出インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入又は流出し、かつ流入又は流出するインターチェンジの料金所を、午前0時から午前4時までの間に通行する。ただし、瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから児島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入し、与島パーキングエリアを經由して児島インターチェンジから早島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流出、又は坂出インターチェンジ若しくは坂出北インターチェンジから流入し、与島パーキングエリアを經由して坂出北インターチェンジ若しくは坂出インターチェンジから流出する通行を除く。

b 山陽自動車道又は高松自動車道から連続して通行し、瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから坂出インターチェンジまでの間のいずれかの流出するインターチェンジの料金所を、午前0時から午前5時までの間に通行する。ただし、山陽自動車道から連続して通行し、与島パーキングエリアを經由して瀬戸中央自動車道の児島インターチェンジから早島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流出、又は高松自動車道から連続して通行し、与島パーキングエリアを經由して坂出北インターチェンジ若しくは坂出インターチェンジか

ら流出する通行を除く。

③ 西瀬戸自動車道

西瀬戸自動車道の西瀬戸尾道インターチェンジから今治インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入又は流出し、かつ、流入又は流出するインターチェンジの料金所を、午前0時から午前4時までの間に通行する。

(ロ) 割引適用区間

① (イ) ① a (a) 又は同 b (a) に定める通行をする場合

神戸淡路鳴門自動車道の神戸西インターチェンジから鳴門インターチェンジまでの区間。

(イ) ① a (b) から同 a (e)、同 b (b) 又は同 b (c) に定める通行をする場合

淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間。

② 瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから坂出インターチェンジまでの区間。

③ 西瀬戸自動車道の西瀬戸尾道インターチェンジから今治インターチェンジまでの区間。

(ハ) 割引率

料金の割引率は、30パーセントとする。

(二) 実施期間

平成21年3月20日から平成24年3月31日までとする。

(ホ) 神戸淡路鳴門自動車道の対象インターチェンジ

① 神戸西インターチェンジから垂水インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。

② 淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。

③ 鳴門北インターチェンジ及び鳴門インターチェンジ。

ル 西瀬戸自動車道連続利用割引

(イ) 割引をする自動車

休日の午前4時から翌午前0時までの間に、生口島北インターチェンジから生口島南インターチェンジまでの区間又は大島北インターチェンジから大島南インターチェンジまでの区間を通行するETC車のうち、中型車、大型車及び特大車。

(ロ) 割引を適用する場合

① 生口島北インターチェンジから生口島南インターチェンジまでの区間と大島北インターチェンジから大島南インターチェンジまでの区間の両方を含む通行をする場合。

② ①以外の通行のうち、生口島北インターチェンジから生口島南インターチェンジまでの区間を含む通行をする場合。

③ ①以外の通行のうち、大島北インターチェンジから大島南インターチェンジまでの区間を含む通行をする場合。

(ハ) 割引額

料金の割引額は、下表のとおりとする。

① (ロ) ①の場合。

車種	中型車	大型車	特大車
割引額	200円	300円	500円

② (ロ) ②又は③の場合。

車種	中型車	大型車	特大車
割引額	100円	150円	250円

(二) 実施期間

平成21年3月20日から平成24年3月31日までとする。

ヲ 休日終日割引

(イ) 割引をする自動車

休日（1月2日及び1月3日を含む。）及び前日かつ翌日が前記の休日となる日に本四道路全線の流入又は流出する料金所を通行するETC車のうち、軽自動車等及び普通車。

ただし、山陽自動車道又は高松自動車道から連続して通行する場合は、神戸淡路鳴門自動車道又は瀬戸中央自動車道の流出する料金所を、午前0時から翌午前1時までの間に通行するもの。

(ロ) 割引率等

料金の割引率は、50パーセントとする。

ただし、1回の通行に係る割引適用後の通行料金の上限は1,000円とする。

(ハ) 実施期間

平成21年3月20日から平成24年3月31日までとする。

ワ 平日昼間割引

(イ) 割引をする自動車

休日以外の日に、次の①又は②に定める通行をするETC車。

① (ロ)に定める区間のインターチェンジから流入又は流出し、かつ、流入又は流出するインターチェンジの料金所を、午前9時から午後5時までの間に通行する。ただし、中型車、大型車及び特大車が神戸淡路鳴門自動車道の神戸西インターチェンジから垂水インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入し、淡路サービスエリアを経由して垂水インターチェンジから神戸西インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流出する通行及び瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから児島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入し、与島パーキングエリアを経由して児島インターチェンジから早島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流出、又は坂出インターチェンジ若しくは坂出北インターチェンジから流入し、与島パーキングエリアを経由して坂出北インターチェンジ若しくは坂出インターチェンジから流出する通行を除く。

② 山陽自動車道又は高松自動車道から連続して通行し、(ロ)①又は同②に定める区間のインターチェンジから流出し、かつ、流出するインターチェンジの料金所を、午前9時から午後6時までの間に通行する。ただし、中型車、大型車及び特大車が山陽自動車道から連続して通行し、淡路サービスエリアを経由して神戸西インターチェンジから垂水インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流出する通行及び山陽自動車道から連続して通行し、与島パーキングエリアを経由して児島インターチェンジから早島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流出、又は高松自動車道から連続して通行し、与島パーキングエリアを経由して坂出北インターチェンジ若しくは坂出インターチェンジから流出する通行を除く。

(ロ) 割引適用区間

① 神戸淡路鳴門自動車道の神戸西インターチェンジから鳴門インターチェンジまでの区間（ただし、中型車、大型車及び特大車が東浦インターチェンジから鳴門インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入、又は高松自動車道

から連続して通行し、淡路サービスエリアを経由して東浦インターチェンジから鳴門インターチェンジまでのいずれかのインターチェンジから流出する通行の場合は、淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間にのみ割引を適用する。)

- ② 瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから坂出インターチェンジまでの区間。
- ③ 西瀬戸自動車道の西瀬戸尾道インターチェンジから今治インターチェンジまでの区間。

#### (ハ) 割引率

料金の割引率は、30パーセントとする。

#### (二) 実施期間

平成21年3月23日から平成24年3月31日までとする。

#### (ホ) 神戸淡路鳴門自動車道の対象インターチェンジ

- ① 神戸西インターチェンジから垂水インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
- ② 淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
- ③ 鳴門北インターチェンジ及び鳴門インターチェンジ。

### カ 平日通勤割引

#### (イ) 割引をする自動車

休日以外の日に、次の①又は②に定める通行をするETC車。

- ① (ロ)に定める区間のインターチェンジから流入又は流出し、かつ、流入又は流出するインターチェンジの料金所を、午前6時から午前9時まで又は午後5時から午後8時までの間に通行する。ただし、中型車、大型車及び特大車が神戸淡路鳴門自動車道の神戸西インターチェンジから垂水インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入し、淡路サービスエリアを経由して垂水インターチェンジから神戸西インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流出する通行及び瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから児島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入し、与島パーキングエリアを経由して児島インターチェンジから早島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流出、又は坂出インターチェンジ若しくは坂出北インターチェンジから流入し、与島パーキングエリアを経由して坂出北インターチェンジ若しくは坂出インターチェンジから流出する通行を除く。
- ② 山陽自動車道又は高松自動車道から連続して通行し、(ロ)①又は同②に定める区間のインターチェンジから流出し、かつ、流出するインターチェンジの料金所を、午前6時から午前10時まで又は午後5時から午後9時までの間に通行する。ただし、中型車、大型車及び特大車が山陽自動車道から連続して通行し、淡路サービスエリアを経由して神戸西インターチェンジから垂水インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流出する通行及び山陽自動車道から連続して通行し、与島パーキングエリアを経由して児島インターチェンジから早島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流出、又は高松自動車道から連続して通行し、与島パーキングエリアを経由して坂出北インターチェンジ若しくは坂出インターチェンジから流出する通行を除く。

#### (ロ) 割引適用区間

- ① 神戸淡路鳴門自動車道の神戸西インターチェンジから鳴門インターチェンジまでの区間(ただし、中型車、大型車及び特大車が東浦インターチェンジから鳴門インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入、又は高松自動車道から連続して通行し、淡路サービスエリアを経由して東浦インターチェンジから鳴

門インターチェンジまでのいずれかのインターチェンジから流出する通行の場合  
は、淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間にのみ割引を  
適用する。)

② 瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから坂出インターチェンジまでの区  
間。

③ 西瀬戸自動車道の西瀬戸尾道インターチェンジから今治インターチェンジまでの  
区間。

(ハ) 割引率

料金の割引率は、50パーセントとする。

(二) 実施期間

平成21年3月23日から平成24年3月31日までとする。

(ホ) 神戸淡路鳴門自動車道の対象インターチェンジ

① 神戸西インターチェンジから垂水インターチェンジまでの間の各インターチェ  
ンジ

② 淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの間の各インターチェ  
ンジ。

③ 鳴門北インターチェンジ及び鳴門インターチェンジ。

ヨ 休日バス割引

(イ) 割引をする自動車

休日に本四道路全線の流入又は流出する料金所を通行するETC車（道路運送車両法  
（昭和26年法律第185号）第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車  
定員11人以上のものに限る。）のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4  
条第1項に規定する許可を受けて、同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運  
送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車又は同法第4条第1項に規定す  
る許可を受けて同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者  
が当該許可に係る通行をする自動車若しくは同法第4条第1項及び同法第21条第2号  
に規定する許可を受けて一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通  
行をする自動車、大口・多頻度割引の適用に関する契約を三会社のいずれかと締結し  
た利用者の自動車（ただし、会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるた  
めの登録がなされている場合に限る。）。)

ただし、山陽自動車道又は高松自動車道から連続して通行する場合は、神戸淡路鳴門  
自動車道又は瀬戸中央自動車道の流出する料金所を、午前0時から翌午前1時までの間  
に通行するもの。

(ロ) 割引率

料金の割引率は、30パーセントとする。

(ハ) 実施期間

平成21年7月4日から平成24年3月31日までとする。

タ 上限割引

(イ) 割引をする自動車

本四道路を通行する自動車のうち、軽自動車等及び普通車。

(ロ) 割引適用後の料金

1回の通行に係る割引適用後の通行料金が下表の額を超える場合は、本割引適用後の  
通行料金は下表の額とする。

軽自動車等	普通車
1,000円	2,000円

(ハ) 実施期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日までとする。

シ 乗継割引

(イ) 割引をする自動車

本四道路と三会社が別に定める地方部上限割引を適用する高速道路（以下「地方部高速道路」という。）を、次の①から⑥に定める場合（二以上の場合に該当し得るときを含む。）の通行をするETC車のうち、普通車。

- ① 神戸淡路鳴門自動車道と山陽自動車道若しくは高松自動車道のいずれか又はその両方と連続して通行する場合。
- ② 瀬戸中央自動車道と山陽自動車道若しくは高松自動車道のいずれか又はその両方と連続して通行する場合。
- ③ 西瀬戸自動車道と山陽自動車道を、西瀬戸自動車道の西瀬戸尾道インターチェンジ又は向島インターチェンジと山陽自動車道の福山西インターチェンジ又は尾道インターチェンジを経由し連続して通行する場合（ただし、⑥に定める通行を除く。）。
- ④ 西瀬戸自動車道と松山自動車道を、西瀬戸自動車道の今治インターチェンジ又は今治北インターチェンジと松山自動車道の松山インターチェンジを経由し連続して通行する場合（ただし、⑥に定める通行を除く。）。
- ⑤ 西瀬戸自動車道と今治小松道路を、西瀬戸自動車道の今治インターチェンジ又は今治北インターチェンジと今治小松道路の今治湯ノ浦インターチェンジを経由し連続して通行する場合（ただし、⑥に定める通行を除く。）。
- ⑥ 西瀬戸自動車道の向島インターチェンジから今治北インターチェンジまでの全区間を含む通行をし、③及び④又は⑤の通行をする場合。

(ロ) 割引適用後の料金

(イ)に定める通行において、本四道路を2回以上通行する場合についての本割引の適用回数は1回とし、本割引が適用される本四道路の通行料金と地方部高速道路の通行料金との合算額が2,500円を超える場合にのみ適用し、本四道路の通行料金は、2,500円から地方部高速道路の通行料金の合算額を差し引いた額とする。

(ハ) 実施期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日までとする。

ソ エコカー割引

(イ) 割引をする自動車

会社が別に定める自動車であり、会社が別に定めるところにより登録がなされ、本割引の適用を受けるための登録証を搭載したETC車のうち、普通車（別表1に掲げる二及びホに該当する自動車とする。）。

(ロ) 割引適用後の料金

当該自動車が通行した区間における軽自動車等の料金の額を適用する。

(ハ) 実施期間

会社が別に定める日から平成24年3月31日までとする。

ツ 本州四国連絡高速道路企画割引

機構への貸付料の支払いに支障のない範囲で、以下のとおり割引を実施することができる。

(イ) 割引をする自動車等

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。

(ロ) 割引率等

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。

(ハ) 実施期間

実施期間は企画割引毎に適宜設定する。

(二) 適用区間

適用区間については、地域の振興、利用者の利便性、又は利用増進に資するものとし、企画割引毎に適宜設定する。

(ホ) 事前の届け出

個々の企画割引毎に上記(イ)から(二)までの詳細について、あらかじめ機構に届出する。

ネ 有料道路の料金に係る社会実験に関する割引

本四道路において社会実験として、以下のとおり料金割引又は料金設定が実施できるものとする。

(イ) 割引をする自動車等

本四道路の料金に係る社会実験に参加する自動車等

(ロ) 割引率

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて割引率又は料金の額を適宜設定する。

(ハ) 実施する期間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適用する期間を限定する。

(二) 適用区間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適用する区間を限定する。

(ホ) 事前の届け出

個々の社会実験ごとに上記(イ)から(二)までの詳細について、あらかじめ機構に届出する。

ナ 割引相互間の適用関係

(イ) 障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引、ETC前納割引、エコカー割引又は上限割引に限るものとし、障害者割引を適用した後の金額に対してマイレージ割引又はETC前納割引を適用し、エコカー割引又は上限割引については本割引を適用した後の金額に対して障害者割引を適用する。

(ロ) エコカー割引、上限割引、平日夜間割引、平日深夜割引、休日深夜割引、休日終日割引、平日昼間割引、平日通勤割引、西瀬戸自動車道連続利用割引、路線バス割引、休日バス割引、乗継割引、大口・多頻度割引、ETC前納割引又はマイレージ割引の適用の順は次のとおりとし、適用の同一順内の割引は重複適用しない。

適用の順	割引の種類
1	エコカー割引
2	平日夜間割引、平日深夜割引、休日深夜割引、休日終日割引、平日昼間割引、平日通勤割引、西瀬戸自動車道連続利用割引又は上限割引
3	路線バス割引、休日バス割引又は乗継割引
4	大口・多頻度割引、ETC前納割引又はマイレージ割引

(ハ) 一の通行が、平日夜間割引、平日深夜割引、休日深夜割引、休日終日割引、平日昼間割引、平日通勤割引又は上限割引のうち2以上の割引適用条件に該当する自動車の場合、各々の割引適用後の通行料金が最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

(二) 平日夜間割引、平日深夜割引、休日深夜割引、平日昼間割引又は平日通勤割引の適用後の額に、路線バス割引又は休日バス割引が適用される場合に、割引適用後の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げ1円単位とする。

(ホ) 特定車割引と上限割引は重複適用しない。

3 特別の措置

2の(3)のロの(イ)に定める区間に係る2の料金の額(軽車両等に係るものを除く。)については、会社が別に定める日から当分の間(以下「特別措置期間」という。)は、次のとおり特別の措置をする。

(1) 料金の額

特別措置期間における料金の額に対する2の(1)の適用については、「別表2及び別表3」とあるのは「別表4及び別表5」とする。

(2) 通行止めに伴う料金調整

特別措置期間における通行止めに伴う料金調整に係る2の(2)の適用については、「別表2(1)、同表2(2)及び同表2(3)並びに別表3」とあるのは「別表4及び別表5」と、

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
調整額	100円	150円	150円	200円	350円

とあるのは

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
調整額	100円	100円	100円	150円	250円

ただし、軽自動車等及び普通車においては、1回の通行に係る料金調整後の料金の額が2の(3)の夕に定める割引適用後の額を超える場合には、2の(3)の夕に定める割引適用後の額と同額となるよう再流入後の区間の料金の額を調整する。

とする。

(3) 料金の割引

イ 大口・多頻度割引

特別措置期間における大口・多頻度割引に対する2の(3)の口の適用については、

(イ) 割引をする自動車

ETCコーポレートカード(東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社(以下「三会社」という。))のいずれかが別に定める約款により、本割引の適用に関する契約を三会社のいずれかと締結した利用者に対し、当該契約に基づいて三会社のいずれかに届出がなされた車載器を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして三会社のいずれかから貸与されたETCカードを(以下同じ。)を使用して本四道路の広島県尾道市山波町字大山沖から同市高須町字有江西側までの区間を除く全区間の通行料金の納付を行おうとする者の自動車(ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。)

(ロ) 割引率

(イ)に定める区間を通行する利用者の自動車1台ごとの月間利用額(1万円未満を除く。)に対し、割引率は30パーセント以下とする。ただし、割引率を乗じて得た割引額に1円未満の端数が生じる場合は、割引額を1円単位に切り捨てる。

とあるのは、

(イ) 割引をする自動車

ETCコーポレートカード(東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社(以下「三会社」という。))のいずれかが別に定める約款により、本割引の適用に関する契約を三会社のいずれかと締結した利用者に対し、当該契約に基づいて三会社のいずれかに届出がなされた車載器を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして三会社のいずれかから貸与されたETCカードを



いう。以下同じ。)を使用して本四道路の広島県尾道市山波町字大山沖から同市高須町字有江西側までの区間を除く全区間の通行料金の納付を行おうとする者の自動車（ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）。

(ロ) 割引率

月間利用額	割引率
1万円を超え、5万円までの部分	6.9パーセント
5万円を超える部分	13.8パーセント

ただし、割引率を乗じて得た割引額に1円未満の端数が生じる場合は、割引額を1円単位に切り捨てる。

なお、機構への貸付料の支払いに支障のない範囲で(ロ)に定める表を期間を定めて変更する場合には、あらかじめ機構に届出する。

」

とする。

ロ 特定車割引

特別措置期間における特定車割引に対する2の(3)の二の適用については、(ロ)の「30パーセント」とあるのは「25パーセント」とする。ただし、割引率を乗じて得た割引額に1円未満の端数が生じる場合は、割引額を1円単位に切り上げる。

ハ ETC特別割引

(イ) 割引をする自動車

2の(3)のロの(イ)に定める区間において、ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。

(ロ) 割引率

割引率は、平成35年3月31日まで5.5パーセントとし、平成35年4月1日から5.0パーセントとする。ただし、割引後の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て1円単位とする。

二 割引相互間の適用関係

特別措置期間における割引相互間の適用関係に係る2の(3)のナの適用については、

「

(イ) 障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引、ETC前納割引、エコカー割引又は上限割引に限るものとし、障害者割引を適用した後の金額に対してマイレージ割引又はETC前納割引を適用し、エコカー割引又は上限割引については本割引を適用した後の金額に対して障害者割引を適用する。

(ロ) エコカー割引、上限割引、平日夜間割引、平日深夜割引、休日深夜割引、休日終日割引、平日昼間割引、平日通勤割引、西瀬戸自動車道連続利用割引、路線バス割引、休日バス割引、乗継割引、大口・多頻度割引、ETC前納割引又はマイレージ割引の適用の順は次のとおりとし、適用の同一順内の割引は重複適用しない。

適用の順	割引の種類
1	エコカー割引
2	平日夜間割引、平日深夜割引、休日深夜割引、休日終日割引、平日昼間割引、平日通勤割引、西瀬戸自動車道連続利用割引又は上限割引
3	路線バス割引、休日バス割引又は乗継割引
4	大口・多頻度割引、ETC前納割引又はマイレージ割引

(ハ) 一の通行が、平日夜間割引、平日深夜割引、休日深夜割引、休日終日割引、平日昼間

- 割引、平日通勤割引又は上限割引のうち2以上の割引適用条件に該当する自動車の場合、各々の割引適用後の通行料金が最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。
- (二) 平日夜間割引、平日深夜割引、休日深夜割引、平日昼間割引又は平日通勤割引の適用後の額に、路線バス割引又は休日バス割引が適用される場合に、割引適用後の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げ1円単位とする。
- (ホ) 特定車割引と上限割引は重複適用しない。

とあるのは、

- (イ) 障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引、E T C前納割引、E T C特別割引、エコカー割引又は上限割引に限るものとし、障害者割引を適用した後の金額に対してマイレージ割引、E T C前納割引又はE T C特別割引を適用し、エコカー割引又は上限割引については本割引を適用した後の金額に対して障害者割引を適用する。
- (ロ) エコカー割引、上限割引、平日夜間割引、平日深夜割引、休日深夜割引、休日終日割引、平日昼間割引、平日通勤割引、西瀬戸自動車道連続利用割引、路線バス割引、休日バス割引、乗継割引、大口・多頻度割引、E T C前納割引又はマイレージ割引の適用の順は次のとおりとし、適用の同一順内の割引は重複適用しない。

適用の順	割引の種類
1	エコカー割引
2	平日夜間割引、平日深夜割引、休日深夜割引、休日終日割引、平日昼間割引、平日通勤割引、西瀬戸自動車道連続利用割引又は上限割引
3	路線バス割引、休日バス割引又は乗継割引
4	大口・多頻度割引、E T C前納割引又はマイレージ割引

- (ハ) E T C特別割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、E T C前納割引、マイレージ割引、大口・多頻度割引、路線バス割引、西瀬戸自動車道連続利用割引又は障害者割引に限るものとし、E T C特別割引を適用した後の金額（障害者割引を受ける自動車がE T C特別割引を重複して受ける場合には、障害者割引を適用した後の金額にE T C特別割引を適用した後の金額をいう。）に対してE T C前納割引、マイレージ割引、大口・多頻度割引又は路線バス割引を適用し、西瀬戸自動車道連続利用割引については本割引を適用した後の金額に対してE T C特別割引を適用する。

なお、E T C特別割引を適用した後の金額に対して、路線バス割引の割引率を乗じて得た割引額に1円未満の端数が生じる場合は、割引額を1円単位に切り捨てる。

- (二) 一の通行が、平日夜間割引、平日深夜割引、休日深夜割引、休日終日割引、平日昼間割引、平日通勤割引又は上限割引のうち2以上の割引適用条件に該当する自動車の場合、各々の割引適用後の通行料金が最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。
- (ホ) 平日夜間割引、平日深夜割引、休日深夜割引、平日昼間割引又は平日通勤割引の適用後の額に、路線バス割引又は休日バス割引が適用される場合に、割引適用後の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げ1円単位とする。
- (ハ) 特定車割引と上限割引は重複適用しない。
- (ト) 障害者割引を受けることができる自動車が、平日夜間割引、平日深夜割引、休日終日割引又は平日通勤割引を受けようとする場合、各々の割引適用後の通行料金が最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

とする。

#### 4 その他

平成24年度以降の料金制度については、検討を進めた上で見直しを行うものとする。

#### 5 料金の徴収期間

平成18年4月1日から平成62年3月15日までとする。

別表1 自動車等の種類

車種区分	自動車等の種類	摘要
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号、以下「法」という。）第3条に規定する軽自動車をいう。
	ロ 小型特殊自動車	法第3条に規定する小型特殊自動車をいう。
	ハ 小型二輪自動車	法第3条に規定する小型自動車のうち、二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）であるものをいう。
普通車	ニ 小型自動車	法第3条に規定する小型自動車（ハに該当するものを除く。）をいい、人の運送の用に供するものにおいて、乗車定員が10人以下のものをいう。
	ホ 普通乗用自動車	法第3条に規定する普通自動車で、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のものをいう。
	ヘ けん引自動車か軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イ又はロに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引車両の軸数が1のものをいう。
中型車	ト 普通貨物自動車 （車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のもので3軸以下のもの）	法第3条に規定する普通自動車で、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）のうち、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のもので軸数の合計が3以下のもの（イ又はロに該当するものを除く。）又は被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタで軸数の合計が2のものをいう。
	チ 乗合型自動車 （乗車定員11人以上29人以下のもので車両総重量8トン未満のもの）	法第3条に規定する普通自動車で、人の運送の用に供するもの（乗車定員10人以下のものを除く。以下「乗合型自動車」という。）のうち、乗車定員が29人以下のもので車両総重量8トン未満のものをいう。
	リ けん引自動車か軽自動車等または普通車である連結車両	イ又はロに該当するけん引自動車と2軸以上の被けん引自動車との連結車両及びニ又はホに該当するけん引自動車と1軸の被けん引自動車との連結車両をいう。
大型車	ヌ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のもので3軸以下のもの及び車両総重量25トン以下のもので4軸のもの）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のもので軸数の合計が3以下のもの（ロに該当するものを除く。）及び車両総重量が車両の通行の許可の条件等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第1条の表に掲げる限度以下、かつ、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第1号から第5号まで（第2号イを除く。）に定める限度以下で軸数の合計が4のもの（イに該当するものを除く。）並びに被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタで軸数の合計が3のものをいう。
	ル 乗合型自動車 （路線を定めて定期に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上のもの又は車両総重量8トン以上のもののうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の規定による許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者として当該許可に係る路線を定期に運行するもの若しくはこれに類するものとして本州四国連絡高速道路株式会社か認められたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貨物旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号の規定による許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの並びに車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下のもので車両の長さ9メートル未満のものをいう。
	ラ けん引自動車か普通車、中型車又は大型車（2軸のもの）である連結車両	ニ又はロに該当するけん引自動車と2軸以上の被けん引自動車との連結車両、ト又はチに該当するけん引自動車と1軸の被けん引自動車との連結車両及びヌ又はルに該当する2軸のけん引自動車と1軸の被けん引自動車との連結車両をいう。
特大車	ワ 普通貨物自動車 （4軸以上のもの）	普通貨物自動車で軸数の合計が4以上のもの（ヌに該当するものを除く。）をいう。
	カ 大型特殊自動車	法第3条に規定する大型特殊自動車（ポール・トレーラ以外のもの）をいう。
	コ 乗合型自動車 （その他）	乗合型自動車で乗車定員が30人以上のもの又は車両総重量8トン以上のもの（ルに該当するものを除く。）をいう。
	ク 連結車両 （その他）	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヘ、リ及びラに該当するものを除く。）をいう。
軽車両等	シ 自転車	道路運送法（昭和35年法律第105号）第2条第11号の2に掲げる自転車をいう。
	ソ 軽車両	法第2条第4項に規定する軽車両をいう。
	ツ 原動機付自転車	法第2条第3項に規定する原動機付自転車をいう。

別表2 料金の額（通行1回当たり：単位 円）

(1) 神戸淡路鳴門自動車道（神戸西インターチェンジ・鳴門インターチェンジ間）

(軽自動車等)

												神戸西
											布施畑	250
										垂水	250	400
									淡路 淡路SA	2,600	2,700	2,850
								東浦	300	2,750	2,900	3,050
							北淡	400	550	3,050	3,150	3,350
						津名一宮	450	700	900	3,400	3,500	3,650
					洲本	500	850	1,100	1,300	3,750	3,900	4,050
				西淡三原	400	800	1,150	1,450	1,600	4,100	4,200	4,350
			淡路島南	400	700	1,100	1,450	1,700	1,900	4,350	4,500	4,650
	鳴門北	1,300	1,550	1,900	2,250	2,600	2,900	3,050	5,550	5,650	5,850	
鳴門	350	1,500	1,800	2,100	2,500	2,850	3,150	3,300	5,800	5,900	6,050	

(普通車)

												神戸西
											布施畑	350
										垂水	300	500
									淡路 淡路SA	3,250	3,400	3,600
								東浦	350	3,450	3,600	3,800
							北淡	500	700	3,800	3,950	4,150
						津名一宮	550	900	1,150	4,200	4,400	4,600
					洲本	600	1,050	1,400	1,600	4,700	4,850	5,050
				西淡三原	500	1,000	1,400	1,800	2,000	5,100	5,250	5,450
			淡路島南	500	900	1,350	1,800	2,150	2,350	5,450	5,600	5,800
	鳴門北	1,600	1,950	2,350	2,850	3,250	3,600	3,850	6,950	7,100	7,300	
鳴門	450	1,900	2,250	2,650	3,150	3,550	3,900	4,150	7,250	7,400	7,600	

(中型車)

												神戸西
											布施畑	400
										垂水	350	600
									淡路 淡路SA	3,850	4,050	4,300
								東浦	400	4,150	4,350	4,550
							北淡	600	850	4,550	4,750	5,000
						津名一宮	650	1,100	1,350	5,050	5,250	5,500
					洲本	750	1,250	1,650	1,950	5,650	5,850	6,100
				西淡三原	600	1,200	1,700	2,150	2,400	6,100	6,300	6,550
			淡路島南	600	1,050	1,650	2,150	2,550	2,850	6,550	6,750	7,000
	鳴門北	1,900	2,350	2,800	3,400	3,900	4,350	4,600	8,300	8,500	8,750	
鳴門	500	2,300	2,700	3,200	3,750	4,250	4,700	4,950	8,650	8,850	9,100	

(大型車)

												神戸西
											布施畑	550
										垂水	450	800
									淡路 淡路SA	5,350	5,600	5,900
								東浦	600	5,700	5,950	6,300
							北淡	800	1,200	6,300	6,550	6,900
						津名一宮	900	1,500	1,850	6,950	7,200	7,550
					洲本	1,000	1,700	2,300	2,650	7,750	8,050	8,350
				西淡三原	850	1,650	2,350	2,950	3,300	8,400	8,650	9,000
			淡路島南	800	1,450	2,250	2,950	3,550	3,900	9,000	9,250	9,600
	鳴門北	2,650	3,250	3,900	4,700	5,350	5,950	6,300	11,450	11,700	12,050	
鳴門	700	3,150	3,750	4,350	5,200	5,850	6,450	6,800	11,950	12,200	12,500	

(特大車)

												神戸西
											布施畑	900
										垂水	800	1,350
									淡路 淡路SA	9,600	10,000	10,600
								東浦	950	10,200	10,600	11,200
							北淡	1,350	1,950	11,200	11,600	12,150
						津名一宮	1,500	2,500	3,100	12,300	12,750	13,300
					洲本	1,700	2,850	3,850	4,450	13,650	14,100	14,650
				西淡三原	1,450	2,750	3,900	4,900	5,500	14,750	15,150	15,700
			淡路島南	1,350	2,400	3,750	4,900	5,900	6,500	15,700	16,150	16,700
	鳴門北	4,750	5,750	6,800	8,150	9,250	10,250	10,850	20,100	20,500	21,100	
鳴門	1,200	5,550	6,550	7,600	8,950	10,100	11,100	11,700	20,900	21,350	21,900	

(2) 瀬戸中央自動車道 (早島インターチェンジ・坂出インターチェンジ間)  
(軽自動車等) (普通車)

				早島
			水島	350
		児島	450	700
	与島PA	1,750	2,100	2,400
坂出北	2,100	3,900	4,200	4,500
坂出	2,200	3,950	4,300	4,600

				早島
			水島	450
		児島	550	900
	与島PA	2,200	2,650	3,000
坂出北	2,650	4,850	5,300	5,600
坂出	2,750	4,950	5,400	5,700

(中型車)

				早島
			水島	550
		児島	700	1,100
	与島PA	2,650	3,150	3,600
坂出北	3,150	5,800	6,350	6,750
坂出	3,300	5,950	6,450	6,850

(大型車)

				早島
			水島	750
		児島	950	1,500
	与島PA	3,650	4,350	4,900
坂出北	4,350	8,000	8,700	9,250
坂出	4,500	8,150	8,900	9,450

(特大車)

				早島
			水島	1,300
		児島	1,550	2,500
	与島PA	6,600	7,800	8,700
坂出北	7,850	14,450	15,650	16,600
坂出	8,150	14,750	15,950	16,900

(3) 西瀬戸自動車道 (今治インターチェンジ・西瀬戸尾道インターチェンジ間)

(軽自動車等)

			生口島北
		因島南	400
	向島	800	1,200
西瀬戸尾道	300	1,000	1,450

		大島北	
	伯方島	600	
	大三島	500	950
生口島南	850	1,250	1,750

	今治	
	今治北	
大島南	1,900	2,050

(普通車)

			生口島北
		因島南	500
	向島	1,000	1,500
西瀬戸尾道	400	1,250	1,800

		大島北	
	伯方島	750	
	大三島	600	1,200
生口島南	1,100	1,550	2,150

	今治	
	今治北	
大島南	2,350	2,600

(中型車)

			生口島北
		因島南	600
	向島	1,200	1,800
西瀬戸尾道	500	1,500	2,150

		大島北	
	伯方島	900	
	大三島	750	1,450
生口島南	1,300	1,900	2,600

	今治	
	今治北	
大島南	2,850	3,100

(大型車)

			生口島北
		因島南	850
	向島	1,650	2,500
西瀬戸尾道	650	2,100	2,950

		大島北	
	伯方島	1,200	
	大三島	1,000	2,000
生口島南	1,800	2,600	3,550

	今治	
	今治北	
大島南	3,900	4,250

(特大車)

			生口島北								
			因島南	1,500							
		因島北	2,900			大島北	2,150				
西瀬戸尾道	向島	1,100	3,650	4,450	大三島	1,700	3,500		今治北		今治
				5,150	生口島南	3,200	4,550	6,350	大島南	7,050	7,650

(軽車両等)

区間	来島海峡第三大橋	来島海峡第一・第二大橋	伯方・大島大橋	大三島橋	多々羅大橋	生口橋	因島大橋
料金の額	100	100	50	50	100	50	50

(4) 西瀬戸自動車道(広島県尾道市山波町字大山沖・同市高須町字有江西側間)

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料金の額	50	150	150	250	580

ただし、上表に掲げる料金の額は、西瀬戸自動車道のうち尾道市高須町字有江西側から同市山波町字大山沖までの区間の通行について本州四国連絡高速道路株式会社が当該自動車から徴収する料金の額と尾道大橋有料道路のうち尾道市山波町字大山沖から同市向東町字蔵本谷奥までの区間の通行について広島県道路公社が当該自動車から徴収する料金の額との合算額とする。

なお、当該合算額にかかる通行区間において広島県道路公社が発行する回数券(尾道市向東町字蔵本谷奥から同市尾崎本町までの区間において軽自動車等、普通車及び中型車について通勤及び通学のため通行すると認められる場合に割引が適用される回数券を除く)を使用して通行する当該自動車から料金を徴収する場合には、当該回数券の発行による割引後の料金の額を徴収する。

(注1)「軽車両等」については、来島海峡第三大橋(愛媛県今治市砂場町二丁目地先から同市馬島まで)、来島海峡第一・第二大橋(愛媛県今治市馬島から同市吉海町掠名まで)、伯方・大島大橋(愛媛県今治市宮窪町宮窪から同市伯方町有津まで)、大三島橋(愛媛県今治市伯方町伊方から同市上浦町瀬戸まで)、多々羅大橋(愛媛県今治市上浦町井口から広島県尾道市瀬戸田町垂水まで)、生口橋(広島県尾道市因島洲江町字白馬口から同市因島田熊町字西浦まで)及び因島大橋(広島県尾道市因島大浜町字大立場から同市向島町立花字大下まで)を料金の徴収区間とする。

(注2) 神戸西、布施畑又は垂水から淡路SAを経由して神戸西、布施畑又は垂水までの区間を通行する自動車及び東浦、北淡、津名一宮、洲本、西淡三原、淡路島南、鳴門北又は鳴門から淡路SAを経由して東浦、北淡、津名一宮、洲本、西淡三原、淡路島南、鳴門北又は鳴門までの区間を通行する自動車について、淡路SAまでの料金の額に淡路SAからの料金の額を加算するものとする。

(注3) 早島、水島又は児島から与島PAを経由して早島、水島又は児島までの区間を通行する自動車及び坂出北又は坂出から与島PAを経由して坂出北又は坂出までの区間を通行する自動車については、与島PAまでの料金の額に与島PAからの料金の額を加算するものとする。

(注4) 料金の額には、消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税を含むものとする。

別表3 料金の額（通行1回当たり：単位 円）

(1) 瀬戸中央自動車道（早島インターチェンジ・坂出インターチェンジ間）  
（軽自動車等）

						早島
					水島	350
				児島	450	700
			櫃石島	650	1,000	1,250
		岩黒島	550	1,200	1,550	1,800
	与島、与島PA	600	1,100	1,750	2,100	2,400
坂出北	2,100	2,700	3,250	3,900	4,200	4,500
坂出	2,200	2,800	3,300	3,950	4,300	4,600

(普通車)

						早島
					水島	450
				児島	550	900
			櫃石島	800	1,250	1,600
		岩黒島	650	1,450	1,900	2,250
	与島、与島PA	750	1,400	2,200	2,650	3,000
坂出北	2,650	3,350	4,050	4,850	5,300	5,600
坂出	2,750	3,500	4,150	4,950	5,400	5,700

(中型車)

						早島
					水島	550
				児島	700	1,100
			櫃石島	950	1,500	1,900
		岩黒島	800	1,750	2,300	2,700
	与島、与島PA	900	1,700	2,650	3,150	3,600
坂出北	3,150	4,050	4,850	5,800	6,350	6,750
坂出	3,300	4,150	4,950	5,950	6,450	6,850

(大型車)

						早島
					水島	750
				児島	950	1,500
			櫃石島	1,350	2,050	2,600
		岩黒島	/	/	/	/
	与島、与島PA	/	2,300	3,650	4,350	4,900
坂出北	4,350	/	6,650	8,000	8,700	9,250
坂出	4,500	/	6,850	8,150	8,900	9,450

(特大車)

						早島
					水島	1,300
				児島	1,550	2,500
			櫃石島	2,400	3,600	4,500
		岩黒島	/	/	/	/
	与島、与島PA	/	4,200	6,600	7,800	8,700
坂出北	7,850	/	12,050	14,450	15,650	16,600
坂出	8,150	/	12,350	14,750	15,950	16,900

(2) 西瀬戸自動車道（今治インターチェンジ・大島南インターチェンジ間）

(軽自動車等)

		今治
	今治北	900
馬島	1,000	1,050
大島南	1,900	2,050

(普通車)

		今治
	今治北	1,100
馬島	1,250	1,300
大島南	2,350	2,600

(中型車)

		今治
	今治北	1,350
馬島	1,500	1,600
大島南	2,850	3,100

(注1) この表は、櫃石島、岩黒島、与島又は馬島を通行できる自動車として本州四国連絡高速道路株式会社が指定したものについて適用する。

(注2) 櫃石島とは香川県坂出市櫃石字大浦通に、岩黒島とは同市岩黒字岩黒に、与島とは同市与島町字西方に、馬島とは愛媛県今治市馬島字カメガウラに、それぞれ設置する管理用出入口をいう。

(注3) 早島、水島、児島又は櫃石島から与島PAを経由して早島、水島、児島、櫃石島又は岩黒島までの区間を通行する自動車、岩黒島から与島PAを経由して岩黒島までの区間を通行する自動車及び坂出北又は坂出から与島PAを経由して坂出北又は坂出までの区間を通行する自動車については、与島PAまでの料金の額と与島PAからの料金の額を加算するものとする。

(注4) 料金の額には、消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税を含むものとする。



別表4 料金の額（通行1回当たり：単位 円）

(1) 神戸淡路鳴門自動車道（神戸西インターチェンジ・鳴門インターチェンジ間）

(軽自動車等)

												神戸西
											布施畑	200
										垂水	150	300
									淡路 淡路SA	1,850	1,950	2,050
								東浦	200	2,000	2,100	2,200
							北淡	300	400	2,200	2,300	2,400
						津名一宮	300	500	650	2,450	2,500	2,650
					洲本	350	600	800	950	2,700	2,800	2,900
				西淡三原	300	600	800	1,050	1,150	2,950	3,050	3,150
			淡路島南	300	500	800	1,050	1,250	1,350	3,150	3,250	3,350
	鳴門北	900	1,150	1,350	1,650	1,850	2,100	2,200	4,000	4,100	4,200	
鳴門	250	1,100	1,300	1,550	1,800	2,050	2,250	2,400	4,150	4,250	4,350	

(普通車)

												神戸西
											布施畑	250
										垂水	200	350
									淡路 淡路SA	2,300	2,450	2,600
								東浦	250	2,500	2,600	2,750
							北淡	350	500	2,750	2,850	3,000
						津名一宮	400	650	800	3,050	3,150	3,300
					洲本	450	750	1,000	1,150	3,400	3,500	3,650
				西淡三原	350	750	1,000	1,300	1,450	3,650	3,800	3,950
			淡路島南	350	650	1,000	1,300	1,550	1,700	3,950	4,050	4,200
	鳴門北	1,150	1,400	1,700	2,050	2,350	2,600	2,750	5,000	5,100	5,250	
鳴門	300	1,350	1,650	1,900	2,250	2,550	2,800	3,000	5,200	5,300	5,450	

(中型車)

												神戸西
											布施畑	300
										垂水	250	400
									淡路 淡路SA	2,800	2,900	3,100
								東浦	300	3,000	3,100	3,300
							北淡	400	600	3,300	3,450	3,600
						津名一宮	450	800	950	3,650	3,800	3,950
					洲本	550	900	1,200	1,400	4,050	4,200	4,400
				西淡三原	450	850	1,250	1,550	1,750	4,400	4,550	4,700
			淡路島南	400	750	1,200	1,550	1,850	2,050	4,700	4,850	5,050
	鳴門北	1,400	1,700	2,050	2,450	2,800	3,100	3,300	6,000	6,100	6,300	
鳴門	350	1,650	1,950	2,300	2,700	3,050	3,400	3,550	6,250	6,400	6,550	

(大型車)

												神戸西
											布施畑	400
										垂水	350	600
									淡路 淡路SA	3,850	4,000	4,250
								東浦	400	4,100	4,300	4,550
							北淡	600	850	4,550	4,700	4,950
						津名一宮	650	1,100	1,350	5,000	5,200	5,450
					洲本	750	1,250	1,650	1,900	5,600	5,800	6,000
				西淡三原	600	1,200	1,700	2,100	2,400	6,050	6,250	6,500
			淡路島南	600	1,050	1,650	2,100	2,550	2,800	6,500	6,650	6,900
	鳴門北	1,900	2,350	2,800	3,350	3,850	4,300	4,550	8,250	8,400	8,650	
鳴門	500	2,250	2,700	3,150	3,750	4,200	4,650	4,900	8,600	8,750	9,000	

(特大車)

												神戸西
											布施畑	650
										垂水	550	950
									淡路 淡路SA	6,900	7,200	7,600
								東浦	700	7,350	7,650	8,050
							北淡	950	1,400	8,050	8,350	8,750
						津名一宮	1,100	1,800	2,250	8,850	9,200	9,600
					洲本	1,200	2,050	2,750	3,200	9,850	10,150	10,550
				西淡三原	1,050	2,000	2,800	3,550	3,950	10,600	10,900	11,300
			淡路島南	950	1,750	2,700	3,550	4,250	4,700	11,300	11,650	12,050
	鳴門北	3,400	4,100	4,900	5,850	6,700	7,400	7,850	14,450	14,800	15,200	
鳴門	850	4,000	4,700	5,500	6,450	7,250	8,000	8,400	15,050	15,350	15,750	

(2) 瀬戸中央自動車道 (早島インターチェンジ・坂出インターチェンジ間)  
(軽自動車等) (普通車)

				早島
			水島	250
		児島	350	500
	与島P A	1,250	1,500	1,700
	坂出北	1,500	2,800	3,050
坂出	/	1,600	2,850	3,100

				早島
			水島	350
		児島	400	650
	与島P A	1,600	1,900	2,150
	坂出北	1,900	3,500	3,800
坂出	/	1,950	3,550	3,900

(中型車)

				早島
			水島	400
		児島	500	800
	与島P A	1,900	2,300	2,600
	坂出北	2,300	4,200	4,550
坂出	/	2,350	4,300	4,950

(大型車)

				早島
			水島	550
		児島	650	1,050
	与島P A	2,650	3,150	3,550
	坂出北	3,150	5,750	6,250
坂出	/	3,250	5,900	6,400

(特大車)

				早島
			水島	900
		児島	1,100	1,800
	与島P A	4,750	5,600	6,250
	坂出北	5,650	10,400	11,250
坂出	/	5,900	10,650	11,500

(3) 西瀬戸自動車道 (今治インターチェンジ・西瀬戸尾道インターチェンジ間)

(軽自動車等)

			生口島北
		因島南	300
	向島	550	850
西瀬戸尾道	250	750	1,050

		大島北
	伯方島	400
大三島	350	700
生口島南	650	900

	今治
今治北	/
大島南	1,350
	1,500

(普通車)

			生口島北
		因島南	350
	向島	700	1,100
西瀬戸尾道	300	900	1,300

		大島北
	伯方島	550
大三島	450	850
生口島南	800	1,150

	今治
今治北	/
大島南	1,700
	1,850

(中型車)

			生口島北
		因島南	450
	向島	850	1,300
西瀬戸尾道	350	1,100	1,550

		大島北
	伯方島	650
大三島	500	1,050
生口島南	950	1,350

	今治
今治北	/
大島南	2,050
	2,250

(大型車)

			生口島北
		因島南	600
	向島	1,200	1,800
西瀬戸尾道	500	1,500	2,100

		大島北
	伯方島	850
大三島	700	1,450
生口島南	1,300	1,850

	今治
今治北	/
大島南	2,800
	3,050

(特大車)

			生口島北								
			因島南	1,100							
		因島北					大島北				
	向島	2,100				伯方島	1,550				
						大三島	1,250	2,500			今治
西瀬戸尾道	800	2,650		3,200		生口島南	2,300	3,300	4,550		
										大島南	5,050
											5,500

- (注1) 神戸西、布施畑又は垂水から淡路SAを経由して神戸西、布施畑又は垂水までの区間を通行する自動車及び東浦、北淡、津名一宮、洲本、西淡三原、淡路島南、鳴門北又は鳴門から淡路SAを経由して東浦、北淡、津名一宮、洲本、西淡三原、淡路島南、鳴門北又は鳴門までの区間を通行する自動車について、淡路SAまでの料金の額に淡路SAからの料金の額を加算するものとする。
- (注2) 早島、水島又は児島から与島PAを経由して早島、水島又は児島までの区間を通行する自動車及び坂出北又は坂出から与島PAを経由して坂出北又は坂出までの区間を通行する自動車については、与島PAまでの料金の額に与島PAからの料金の額を加算するものとする。
- (注3) 料金の額には、消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税を含むものとする。

別表5 料金の額（通行1回当たり：単位 円）

(1) 瀬戸中央自動車道（早島インターチェンジ・坂出インターチェンジ間）

(軽自動車等)

						早島
					水島	250
				児島	350	500
			櫃石島	450	700	900
		岩黒島	400	850	1,100	1,300
	与島、与島PA	400	800	1,250	1,500	1,700
	坂出北	1,500	1,950	2,300	2,800	3,050
坂出	1,600	2,000	2,400	2,850	3,100	3,300

(普通車)

						早島
					水島	350
				児島	400	650
			櫃石島	600	900	1,150
		岩黒島	500	1,050	1,350	1,600
	与島、与島PA	550	1,000	1,600	1,900	2,150
	坂出北	1,900	2,450	2,900	3,500	3,800
坂出	1,950	2,500	3,000	3,550	3,900	4,100

(中型車)

						早島
					水島	400
				児島	500	800
			櫃石島	700	1,100	1,350
		岩黒島	550	1,250	1,650	1,950
	与島、与島PA	650	1,200	1,900	2,300	2,600
	坂出北	2,300	2,900	3,500	4,200	4,850
坂出	2,350	3,000	3,600	4,300	4,650	4,950

(大型車)

						早島
					水島	550
				児島	650	1,050
			櫃石島	950	1,500	1,900
		岩黒島	/	/	/	/
	与島、与島PA	/	1,650	2,650	3,150	3,550
	坂出北	3,150	4,800	5,750	6,250	6,650
坂出	3,250	4,900	5,900	6,400	6,800	7,200

(特大車)

						早島
					水島	900
				児島	1,100	1,800
			櫃石島	1,750	2,600	3,250
		岩黒島	/	/	/	/
	与島、与島PA	/	3,050	4,750	5,600	6,250
	坂出北	5,650	8,700	10,400	11,250	11,950
坂出	5,900	8,900	10,650	11,500	12,150	12,850

(2) 西瀬戸自動車道（今治インターチェンジ・大島南インターチェンジ間）

(軽自動車等)

			今治
		今治北	750
	馬島	650	750
大島南	700	1,350	1,500

(普通車)

			今治
		今治北	950
	馬島	800	950
大島南	900	1,700	1,850

(中型車)

			今治
		今治北	1,150
	馬島	950	1,150
大島南	1,100	2,050	2,250

(注1) この表は、櫃石島、岩黒島、与島又は馬島を通行できる自動車として本州四国連絡高速道路株式会社が指定したものについて適用する。

(注2) 櫃石島、岩黒島、与島及び馬島とは別表3（注2）の櫃石島、岩黒島、与島及び馬島をいう。

(注3) 早島、水島、児島又は櫃石島から与島PAを経由して早島、水島、児島、櫃石島又は岩黒島までの区間を通行する自動車、岩黒島から与島PAを経由して岩黒島までの区間を通行する自動車及び坂出北又は坂出から与島PAを経由して坂出北又は坂出までの区間を通行する自動車については、与島PAまでの料金の額と与島PAからの料金の額を加算するものとする。

(注4) 料金の額には、消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税を含むものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有する。

平成23年 3月17日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構  
理事長 勢山 廣直

本州四国連絡高速道路株式会社  
代表取締役社長 伊藤 周雄